



ABC 消費者情報ネットがごしまに登録しませんか？

○『A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットがごしま』とは
悪質商法の被害情報や契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報や最新のお知らせなどをメールで配信します。(登録・情報料無料)

○配信回数
月1回程度の定時配信及び臨時配信を行います。

○配信の申し込み
abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信するか、
右の二次元バーコードを読み取って登録手続きを行ってください。



【ABC 消費者情報ネットがごしまバックナンバー例】

- vol.136 ふるさと納税偽サイトにご注意！
内容例：(事例)ふるさと納税制度の返礼品を掲載し、寄付の受付を装った偽のサイトが複数開設されており、実際に寄附者が金銭をだまし取られる被害も発生しています。
(アドバイス)〇〇には、くれぐれもご注意ください……
- vol.135 スポーツジム等での契約トラブルにご注意！
- vol.134 「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」に注意！
- vol.133 「保険金を使って住宅を修理しませんか」がきっかけのトラブルにご注意！
- vol.132 光回線サービスの卸売に関する勧誘トラブルにご注意！

悪質商法や契約トラブルにあわないためには、常に新しい情報を知っておくことが大切です。
消費者問題に興味のある方、地域の見守りに役立てたい方もぜひご登録ください！



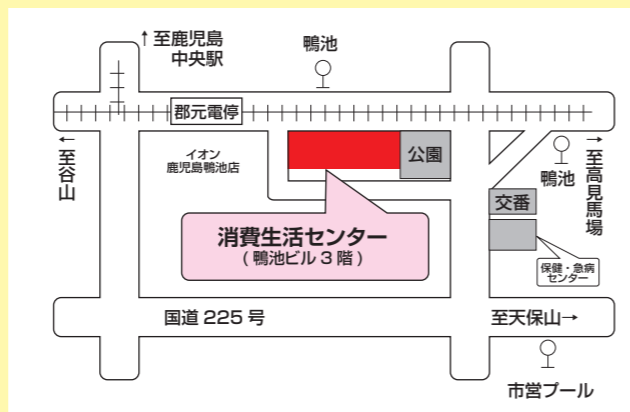
鹿児島市消費生活センター

相談電話 099-252-1919(月～金曜日 9時～17時15分)

消費者ホットライン

局番なし 188(土・日・祝日 10時～16時)
※平日は、最寄りの消費生活相談窓口へ接続されます。

〒890-0063
鹿児島市鴨池二丁目25-1-31
TEL 099-258-3611
FAX 099-258-3712
ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>



リサイクル適性の表示：紙ヘリサイクル可

くらしステップアップ



消費生活出張講座をご利用ください

消費生活センターでは、消費生活相談員や地域消費者リーダーが皆さんの地域や職場、学校などへ出向いて消費生活に関する講座を行っています。

○消費生活出張講座は、原則として平日の9時～17時15分で30～90分程度です。
(希望に応じて調整可能)

【内容例】

- ・契約、クーリング・オフの基礎知識
- ・消費者トラブルを防ぐには
- ・多重債務、クレジットカードのしくみ など

【対象】

- ・町内会、老人クラブ等の地域の団体
- ・企業や各種グループ
- ・中学校、高校、大学 など

【申し込み】

- ・実施希望日の1か月前までに、消費生活センター(TEL099-258-3611)へお電話ください。(受講料：無料)

【受講者の感想】



紙芝居などを用いた具体的な事例の紹介やクーリング・オフの仕方の説明が大変分かりやすかった。
(お達者クラブ)



社会人になって間もないタイミングで自分自身のお金の使い方を振り返り、消費生活トラブルの事例を知ることができたのは、有効だった。
(企業：新人研修)



お達者クラブ講座の様子



社会人研修の様子

消費生活ミニクイズ

クーリング・オフが出来るのはどれでしょうか？

- ①テレビショッピングで注文した健康器具
- ②電話で勧められて購入した健康食品
- ③デパートに行って購入した靴



(答えは次頁です)

消費者問題に関する2018年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2018年は、架空請求やこどもの誤飲事故に関する相談が引き続き寄せられるとともに、民法改正による成人年齢の引き下げや改正医療法施行といった消費生活に関する新たなルールが決まるなどした年となりました。

◆増え続ける「架空請求」に関する相談
ハガキだけではなく、封書で届くことも

◆深刻化する
原野商法の二次被害トラブル

◆仮想通貨などのトラブル目立つ
不正流出事件事業者への行政処分も

◆広がる個人間取引
フリマサービスなど

◆改正医療法施行
医療機関のウェブサイト等も広告規制の対象に

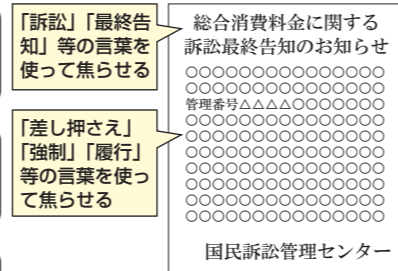
◆「オーナー商法」や「シェアハウス投資」でのトラブルが相次ぐ

◆成人式当日に連絡とれず「はれのひ」
多くの若者が被害に

◆民法改正
「18歳成人」2022年から

◆今年も発生
こどもの誤飲事故

◆大規模自然災害が頻発した1年
豪雨災害での「消費者トラブル110番」開設など



※出展：独立行政法人国民生活センター 詳しくはホームページ (<http://www.kokusen.go.jp/>) をご覧ください。

消費生活ミニクイズ回答 (2)
クーリング・オフは特定の取引で消費者に認められた権利です。訪問販売、電話勧誘、マルチ商法、エステなどの契約に適用されますが、通信販売や店舗での購入には適用されません。



相談コーナー

〈事例1〉天皇陛下の退位に便乗した商法にご注意！

相談内容

「天皇陛下が退位する記念に天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり承諾したが、後からよく考えると3万6千円と高額なので断りたい。業者名も電話番号も分からない。明後日届くことになっている。どうしたらいいか。(80歳代女性)



処理結果

クーリング・オフを説明。商品が届いたら配送業者に受取拒否することを申し出て、送り状に記載された業者の連絡先等を控えるように案内。相談者にクーリング・オフ通知ハガキの書き方をアドバイスし、ハガキを送付。消費生活センターより業者にクーリング・オフを確認しました。

アドバイス

- 天皇陛下の退位や東京オリンピックなど話題となっている出来事に便乗した商法・トラブルの増加が予想されます。十分に注意しましょう。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにハッキリと断ることがトラブル回避に有効です。

〈事例2〉1回限りのつもりが定期購入に！

相談内容

ダイエットサプリが初回500円で購入できるという広告をスマートフォンで見ると申し込み、商品が届いた。1回限りのつもりだったのに、同封の明細に定期購入と書いてあった。2回目以降は7千円になると記載されていたため、慌てて事業者と解約を申し出ると「4回の購入が条件の定期購入だ」と言われた。画面下にそのような説明が書いてあったことは気付かなかった。どうしたらよいか。(20歳代女性)



処理結果

事業者と交渉した結果、初回分を定価7千円として支払うことで2回目以降が契約解除となりました。インターネットやテレビ広告などによる通信販売には、クーリング・オフ制度が適用されません。原則、事業者の定める「返品特約」に従うことになります。

アドバイス

- スマートフォンの広告を見て安い金額につられて申し込んだが、実際には数ヶ月間の定期購入が条件となっていたという相談が多く寄せられています。
- 契約条件によっては途中解約が出来なかったり、事業者と電話が繋がらず解約できないといったケースも多くあります。商品を購入する前に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、解約や返品はできるのかの契約内容をきちんと確認しましょう。